

## 鳥羽市スポーツ観光推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥羽市におけるスポーツ合宿の誘致を図り、観光による経済波及を促すことを目的として、市内宿泊施設を利用してスポーツ合宿を行う団体（以下「合宿団体」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ合宿 スポーツの技術の向上を目的として行う合宿をいう。
- (2) 地域交流活動 合宿団体が行う市内の観光施設の見学又は地域住民との交流活動をいう。
- (3) 市内宿泊施設 市内にある旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設をいう。
- (4) 延べ宿泊人数 スポーツ合宿参加者のうち市内宿泊施設に宿泊する延べ人数をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市外の高等学校以上の学生で構成する団体又は一般団体が行うスポーツ合宿で、次の各号に掲げる事項をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 合宿団体が市内宿泊施設に宿泊すること。
- (2) 1のスポーツ合宿における延べ宿泊人数が15人以上であること。
- (3) 合宿の競技内容は、第76回国民体育大会「三重とこわか国体」の正式競技、特別競技又は公開競技であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、補助対象としない。

- (1) 国または地方公共団体が主催または共催するもの

- (2) 営利を目的とする入場券等を販売するもの
- (3) 主催者が政治団体又は宗教団体であるとき
- (4) 前各号に定めるもののほか市長が適当でないと認めるもの  
(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う合宿団体とする。  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号により算定した額の合計額とする。ただし、1の団体に対する補助金は、1の会計年度あたり20万円を限度とする。

- (1) 延べ宿泊人数に1,000円を乗じて得た額
- (2) 地域交流活動の延べ参加人数(延べ宿泊人数を上限とする。)に500円を乗じて得た額

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に鳥羽市スポーツ観光推進事業計画書・収支予算書(様式第1号)を添えて、事前に市長に提出しなければならない。

(軽微な事業変更の承認)

第7条 補助金交付決定額の変更を伴わない事業内容の軽微な変更については、規則第7条に定める事業変更承認申請を省略できるものとする。

(実績報告)

第8条 事業実績報告にあたっては、事業終了後速やかに規則第10条に定める補助事業実績報告書に鳥羽市スポーツ観光推進事業結果報告書・収支決算書(様式第2号)を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年9月1日から施行する。